

## 博物館の登録審査基準

### 1 目的

この基準は、博物館法（昭和26年法律第285号、以下「法」という。）第12条及び第14条の規定に基づき、横浜市教育委員会が登録及び登録取消しの審査を行う際に必要な基準を定める。

### 2 博物館資料について

法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

- (1) 博物館資料は、質量ともに国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するに足るものであって、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており更に学校教育の援助に留意していること。
- (2) 資料は実物であることを原則とすること。ただし、実物を手しがたいようなときは、模写、模型、複製等でもよいこと。
- (3) 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によって収集されたものであること。ただし、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。
- (4) 必要な図書、図表等を有すること。
- (5) 所蔵資料は常に整理分類されていること。

### 3 職員について

法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。ただし、館長と学芸員とは兼ねることができること。

### 4 建物及び土地について

法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

- (1) 博物館、美術館等にあつては、およそ、50坪（165㎡）以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。ただし、博物館資料を有せず、単にその場所を貸与することのみを目的とする博物館美術館等は該当しないこと。
- (2) 動物園にあつては、およそ、500坪（1,653㎡）以上の土地があり、動物収容展示施設、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

- (3) 植物園にあっては、およそ、500坪（1,653㎡）以上の土地があり、植栽園、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- (4) 水族館にあっては、およそ、ガラス面三尺平方の展示水槽5個以上があり、放養、飼養池、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

## 5 事業について

法第3条第1項に規定する博物館の事業をおおむね実施していること。

- (1) 実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示していること。
- (2) 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示していること。
- (3) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言指導等をおこない、又は研究室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- (4) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行っていること。
- (5) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行っていること。
- (6) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布していること。
- (7) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助していること。
- (8) 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書または目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図っていること。
- (9) 社会教育における学習の機会を提供して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励していること。
- (10) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行っていること。
- (11) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助していること。

## 6 運営について

- (1) 1年を通じて150日以上開館すること。開館日数は、本館の

開館日数を指すものであること。ただし、特別の事情のある場合は、本館外における館外活動の日数を含めてもよいこと。

- (2) 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- (3) 館園の設置規程、利用規則、職員組織規程等館園の運営に必要な諸規程が整備されていること。

## 7 備考

- (1) 分館については、本館との緊密な連繋の下に博物館機能を発揮できるものかどうかを特に2及び6(1)に留意して審査すること。審査の結果、分館が博物館機能を発揮しないものと認めるときは、登録しないこと。
- (2) 分館を含めて登録する際は、本館の名称とともに分館の名称、所在地を明記して原簿に記載すること。ただし、(3)に該当する分館については除くこと。
- (3) 分館が、本市内に設置されていない場合で登録を希望するときは、当該分館が設置されている都道府県の教育委員会（指定都市に所在するものにあつては、当該指定都市の教育委員会）の登録審査を受けなければならないこと。

## 8 適用日

この基準は、平成27年4月1日から適用する。